【参考資料】

許認可等の統一的把握結果<ポイント>参考データ

資料 1	中央省庁等再編後の府省別許認可等件数の	の芋	隹移	; •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
資料 2	許認可等の根拠法令別件数等・・・・・	•					•		•	•		•							2
資料3	府省別・根拠法令別許認可等件数・・・	•					•		•	•		•							3
資料 4	用語別許認可等件数・・・・・・・・	•					•		•	•		•							4
資料 5	許認可等の実態の統一的把握基準・・・	•					•		•	•	•	•	•	•	•				5
資料 6	許認可等の実態把握に係る閣議決定等・																		6

中央省庁等再編後の府省別許認可等件数の推移

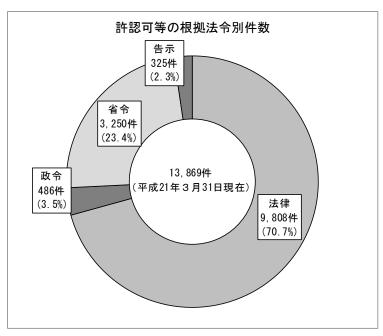
(単位:件)

										(千江	- 117
府省		Ħ	再編後 第1回調査	第2回	第:	3回	第4	4 回	第5	5 回	,
肘	有	名	平成 14 年3月	平成 15 年 3	平成 16 年 3 月	平成 17 年 3 月	平成 18 年 3 月	平成 19 年 3 月	平成 20 年 3 月	平成 21 年 3 月	b — a
			31 日現在(a)	月 31 日現在	31 日現在	31 日現在	31 日現在	31 日現在	31 日現在	31 日現在(b)	
内	閣	府	77	77	81	81	80	95	109	101	24
公正	取引	委員会	25	23	23	23	23	23	23	23	-2
国家	公安	委員会	117	117	120	126	125	125	203	225	108
金	融	庁	1, 421	1, 501	1, 634	1, 736	1, 845	1,782	1, 859	1, 901	480
総	務	省	575	604	650	663	669	673	677	698	123
法	務	省	237	278	285	297	299	294	334	338	101
外	務	省	47	47	51	51	50	43	56	50	3
財	務	省	727	734	771	772	809	831	904	922	195
文音	祁科	学省	566	573	586	622	636	636	689	689	123
厚生	上 労	働省	1, 543	1, 602	1, 862	1, 910	1, 894	1, 936	2, 051	2, 178	635
農林	木水	産省	1, 114	1, 132	1, 219	1, 323	1, 383	1, 379	1, 426	1, 443	329
経 汾	育 産	業省	1, 866	1, 935	1, 997	2, 038	2, 058	2, 069	2, 101	2, 240	374
国 _	上交	通省	2, 042	2, 058	2, 161	2, 343	2, 437	2, 485	2, 576	2, 613	571
環	境	省	229	291	325	353	379	384	408	411	182
防	衛	省	35	35	38	38	38	31	45	37	2
	計		10, 621	11, 007	11, 803	12, 376	12, 725	12, 786	13, 461	13, 869	3, 248

許認可等の根拠法令別件数

許認可等の総数13,869件のうち、法律に規定されている許認可等が70.7%(9,808件)

現在(前回)



						l .
	把握時点	法律	政令	省令	告示	計
	平成21年3月31日	9,808	486	3, 250	325	13, 869
	現在(今回)	(70.7)	(3.5)	(23.4)	(2.3)	(100)
-	【参考】					
	平成 19 年 3 月 31 日	9, 299	470	2, 765	252	12, 786

(3.7)

(21.6)

(2.0)

(100)

- (72.7)(注) 1 勅令は政令に整理し、規則は省令に整理している。
 - 2 () 内は、構成比である。

○ 許認可等規定法律数 ⇒ 494法律

許認可等規定法令等

区分	法令等数
法 律	4 9 4
政 令	1 1 3
府省令	5 2 0
告 示	9 9

前回以降の2年間に新たに制定された、許認可等の規定を含む法律は、愛がん動物用

飼料の安全性の確保に関する法律(平成20年法律第83号)等14法律

府省別・根拠法令別許認可等件数

(単位:件、%)

						_	-	-		(-	丰位:14、	/0/
府	省	名	前 回 平成19年 3月31日	(参 考) 平成 20 年 3月 31 日	今 回 平成 21 年 3 月 31 日			·		2年間の純増		
			現在	現在	現在	法律	政令	省令	告示	減	減少	増加
内	閣	府	95	109	101	54	8	33	6	6	8	14
公正	取引委	員会	23	23	23	21	0	2	0	0	О	0
国家	公安委	員会	125	203	225	117	4	93	11	100	8	108
金	融	庁	1, 782	1, 859	1, 901	1, 531	59	302	9	119	78	197
総	務	省	673	677	698	438	9	226	25	25	73	98
法	務	省	294	334	338	220	7	104	7	44	8	52
外	務	省	43	56	50	15	1	28	6	7	8	15
財	務	省	831	904	922	683	76	153	10	91	22	113
文音	部科与	学省	636	689	689	404	63	172	50	53	10	63
厚 /	主労債	動省	1, 936	2, 051	2, 178	1, 216	144	713	105	242	27	269
農村	木 水 彦	崔省	1, 379	1, 426	1, 443	1, 176	28	230	9	64	34	98
経	斉 産 ヺ	業省	2, 069	2, 101	2, 240	1, 733	26	464	17	171	29	200
国 _	上交道	通省	2, 485	2, 576	2, 613	1, 910	37	612	54	128	38	166
環	境	省	384	408	411	284	23	94	10	27	7	34
防	衛	省	31	45	37	6	1	24	6	6	8	14
	計		12, 786	13, 461	13, 869	9, 808	486	3, 250	325	1, 083	358	1, 441
(構成比	()			(100. 0)	(70. 7)	(3. 5)	(23. 4)	(2. 3)			

(注) 勅令は政令に整理し、規則は省令に整理している。

用語別許認可等件数

(単位:件、%)

用語別 平14.3.31 現在 平15.3.31 現在 平16.3.31 現在 平16.3.31 現在 平17.3.31 現在 平18.3.31 現在 平19.3.31 現在 平20.3.31			第1	口	第 2	2 回		第3	3 回			第4	1 回			第5	5回	
許可 809 7.6 827 7.5 820 6.9 836 6.8 823 6.5 802 6.3 886 6.5 888 888 可 1,677 15.8 1,777 16.1 1,864 15.8 1,915 15.5 1,798 14.1 1,775 13.9 1,814 13.5 1,819 允 元 75 0.7 78 0.7 78 0.7 79 0.6 77 0	用	語別	平 14. 3.	31 現在	平 15. 3.	31 現在	平 16. 3.	31 現在	平 17. 3.	31 現在	平 18. 3.	31 現在	平 19. 3.	31 現在	平 20. 3.	31 現在	平 21. 3.	31 現在
認一 1,677 15.8 1,777 16.1 1,864 15.8 1,915 15.5 1,798 14.1 1,775 13.9 1,814 13.5 1,819 発 許			件数	構成比														
発 許 75 0.7 78 0.7 78 0.7 79 0.6 77		許 可	809	7.6	827	7. 5	820	6.9	836	6.8	823	6.5	802	6.3	886	6. 5	888	6. 4
発音 75 0.7 78 0.7 78 0.7 78 0.7 79 0.6 77 0.6 77 0.6 77 0.6 77 0.6 77 7	Α	認可	1, 677	15.8	1,777	16. 1	1,864	15.8	1, 915	15. 5	1, 798	14. 1	1, 775	13.9	1,814	13. 5	1,819	13. 1
検部 1,069 10.1 1,087 9.9 1,150 9.7 1,205 9.7 1,269 10.0 1,295 10.1 1,338 9.9 1,359 指定 312 2.9 327 3.0 313 2.7 300 2.4 290 2.3 288 2.3 295 2.2 314 承諾等 43 0.4 449 0.4 449 0.4 449 0.4 48 0.4 49 0.4 49 0.4 132 1.0 131 小 計 3,985 37.5 4,145 37.7 4,274 36.2 4,384 35.4 4,305 33.8 4,286 33.5 4,542 33.7 4,588 下	グ	免 許	75	0.7	78	0.7	78	0.7	79	0.6	77	0.6	77	0.6	77	0. 6	77	0.6
指定 312 2.9 327 3.0 313 2.7 300 2.4 290 2.3 288 2.3 295 2.2 314 承諾等 43 0.4 49 0.4 49 0.4 49 0.4 48 0.4 49 0.4 48 0.4 49 0.4 48 0.4 49 0.4 132 1.0 131 小 計 3,985 37.5 4,145 37.7 4,274 36.2 4,384 35.4 4,305 33.8 4,286 33.5 4,542 33.7 4,588 82 601 5.7 665 5.8 670 5.7 649 5.2 6655 5.1 642 5.0 774 5.7 823 141 1.3 137 1.2 151 1.3 148 1.2 151 1.2 152 1.2 161 1.2 166 1.2		承 認	1, 069	10. 1	1, 087	9. 9	1, 150	9. 7	1, 205	9. 7	1, 269	10.0	1, 295	10. 1	1, 338	9. 9	1, 359	9.8
小 計 3,985 37.5 4,145 37.7 4,274 36.2 4,384 35.4 4,305 33.8 4,286 33.5 4,542 33.7 4,588	プ	指 定	312	2.9	327	3.0	313	2.7	300	2. 4	290	2. 3	288	2.3	295	2. 2	314	2. 3
記 定 601 5.7 635 5.8 670 5.7 649 5.2 655 5.1 642 5.0 774 5.7 823 確 記		承諾等	43	0.4	49	0.4	49	0.4	49	0. 4	48	0.4	49	0.4	132	1. 0	131	0.9
確認 141 1.3 137 1.2 151 1.3 148 1.2 151 1.2 152 1.2 161 1.2 166 証明 84 0.8 82 0.7 78 0.7 78 0.6 78 0.6 80 0.6 81 0.6 80 認証 26 0.2 28 0.3 21 0.2 21 0.2 21 0.2 21 0.2 21 0.2 23 0.2 23 改改 23 改改 2 23 改改 2 23 改改 2 24 改改 2 2 2 2.0 212 1.9 205 1.7 205 1.7 213 1.7 213 1.7 203 1.5 203 検定 28 0.3 27 0.2 21 0.2 20 0.2 19 0.1 19 0.1 19 0.1 19 0.1 19 2	小	計	3, 985	37. 5	4, 145	37.7	4, 274	36.2	4, 384	35. 4	4, 305	33.8	4, 286	33.5	4, 542	33. 7	4, 588	33. 1
証 明		認定	601	5. 7	635	5.8	670	5. 7	649	5. 2	655	5. 1	642	5.0	774	5. 7	823	5. 9
記記 26 0.2 28 0.3 21 0.2 21 0.2 21 0.2 21 0.2 23 0.2 23 23 23 24 25 25 25 25 25 25 25		確認	141	1. 3	137	1.2	151	1.3	148	1. 2	151	1.2	152	1.2	161	1. 2	166	1. 2
試験 109 1.0 111 1.0 110 0.9 109 0.9 110 0.9 111 0.9 111 0.8 111		証 明	84	0.8	82	0.7	78	0.7	78	0.6	78	0.6	80	0.6	81	0.6	80	0.6
試験 109 1.0 111 1.0 110 0.9 109 0.9 110 0.9 111 0.9 111 0.8 111	B ゲ	認証	26	0.2	28	0.3	21	0.2	21	0.2	21	0.2	21	0.2	23	0. 2	23	0.2
検定 28 0.3 27 0.2 21 0.2 20 0.2 19 0.1 19 0.1 19 0.1 19 0.1 19 番 録 184 1.7 190 1.7 304 2.6 346 2.8 359 2.8 367 2.9 369 2.7 391 審査等 24 0.2 24 0.2 26 0.2 26 0.2 24	_	試 験	109	1.0	111	1.0	110	0.9	109	0.9	110	0.9	111	0.9	111	0.8	111	0.8
登録 184 1.7 190 1.7 304 2.6 346 2.8 359 2.8 367 2.9 369 2.7 391 審査等 24 0.2 24 0.2 26 0.2 26 0.2 24	プ	検 査	212	2.0	212	1.9	205	1.7	205	1. 7	213	1. 7	213	1.7	203	1. 5	203	1.5
審査等 24 0.2 24 0.2 26 0.2 26 0.2 24		検 定	28	0.3	27	0.2	21	0.2	20	0.2	19	0.1	19	0.1	19	0.1	19	0. 1
小 計		登 録	184	1. 7	190	1.7	304	2.6	346	2.8	359	2.8	367	2.9	369	2. 7	391	2.8
居出 3,247 30.6 3,350 30.4 3,812 32.3 4,105 33.2 4,370 34.4 4,376 34.2 4,489 33.3 4,680 提出 699 6.6 714 6.5 738 6.3 778 6.3 842 6.6 870 6.8 966 7.2 1,016 報告 652 6.1 691 6.3 717 6.1 759 6.1 784 6.2 797 6.2 814 6.0 833 交付 80 0.8 85 0.8 94 0.8 100 0.8 103 0.8 105 0.8 105 申告等 71 0.7 90 0.8 107 0.9 110 0.9 119 0.9 134 1.0 133 1.0 139		審査等	24	0.2	24	0.2	26	0.2	26	0.2	24	0.2	24	0.2	24	0.2	24	0.2
Cググル ル プ 提出 699 6.6 714 6.5 738 6.3 778 6.3 842 6.6 870 6.8 966 7.2 1,016 報告 652 6.1 691 6.3 717 6.1 759 6.1 784 6.2 797 6.2 814 6.0 833 交付 80 0.8 85 0.8 94 0.8 100 0.8 103 0.8 105 0.8 105 申告等 71 0.7 90 0.8 107 0.9 110 0.9 119 0.9 134 1.0 133 1.0 139	小	、計	1, 409	13.3	1, 446	13.1	1, 586	13.4	1,602	12. 9	1,630	12.8	1,629	12.7	1,765	13. 1	1,840	13. 3
が 提出 699 6.0 714 6.3 738 6.3 718 6.3 718 6.3 718 6.3 718 6.3 718 6.3 718 6.3 718 6.3 719 6.1 759 6.1 784 6.2 797 6.2 814 6.0 833 交付 80 0.8 85 0.8 94 0.8 100 0.8 103 0.8 105 0.8 105 申告等 71 0.7 90 0.8 107 0.9 110 0.9 119 0.9 134 1.0 133 1.0 139		届 出	3, 247	30.6	3, 350	30. 4	3, 812	32.3	4, 105	33. 2	4, 370	34. 4	4, 376	34. 2	4, 489	33. 3	4,680	33. 7
プ 交付 80 0.8 85 0.8 94 0.8 100 0.8 100 0.8 103 0.8 105 0.8 105 申告等 71 0.7 90 0.8 107 0.9 110 0.9 119 0.9 134 1.0 133 1.0 139	C グ	提出	699	6.6	714	6. 5	738	6. 3	778	6. 3	842	6. 6	870	6.8	966	7. 2	1,016	7. 3
申告等 71 0.7 90 0.8 107 0.9 110 0.9 119 0.9 134 1.0 133 1.0 139	ル	報告	652	6. 1	691	6.3	717	6. 1	759	6.1	784	6.2	797	6.2	814	6.0	833	6.0
	プ	交 付	80	0.8	85	0.8	94	0.8	100	0.8	100	0.8	103	0.8	105	0.8	105	0.8
小計 4,749 44.7 4,930 44.8 5,468 46.3 5,852 47.3 6,215 48.8 6,280 49.1 6,507 48.3 6,773		申告等	71	0.7	90	0.8	107	0.9	110	0. 9	119	0. 9	134	1.0	133	1. 0	139	1.0
	小	、計	4, 749	44. 7	4, 930	44.8	5, 468	46.3	5, 852	47. 3	6, 215	48.8	6, 280	49. 1	6, 507	48. 3	6, 773	48.8
その他 478 4.5 486 4.4 475 4.0 538 4.3 575 4.5 591 4.6 647 4.8 668	そ	の他	478	4. 5	486	4.4	475	4.0	538	4. 3	575	4. 5	591	4.6	647	4.8	668	4.8
合計 10,621 100 11,007 100 11,803 100 12,376 100 12,725 100 12,786 100 13,461 100 13,869	合	計	10, 621	100	11,007	100	11,803	100	12, 376	100	12, 725	100	12, 786	100	13, 461	100	13, 869	100

Aグループ(強い規制) : 一般的な禁止を特定の場合に解除する行為、特定の権利等を設定する行為等

Bグループ(中間の規制): 特定の事実や行為が、あらかじめ定められた基準等を満たしているか否か審査・判定し、これを公に証明する行為等

Cグループ (弱い規制) : 一定の事実を行政庁に知らせるもので、行政庁は原則として記載事項を確認し、受理するにとどまるもの等

許認可等の実態の統一的把握基準

1 許認可等の範囲

把握の対象とする許認可等は、国民(個人及び法人)の申請、出願等に基づき、行政庁が行う処分及びこれに類似するもので、法律、 政令、省令及び告示において、次のような用語を使用しているものとする。

許可、認可、免許、特許、承認、認定、確認、免除、決定、証明、認証、解除、公認、検認、試験、検査、検定、指定、登録、届出、 申告、提出、報告、交付、等

なお、上記の許認可等には特殊法人等が行っているものを含む。

2 許認可等の数え方の基準

- (1) 許認可等の根拠法令の項(項に細分されていない場合は条。以下同じ。) ごとに1事項として数える。
- (2) 同一の項のうちに用語の異なる数個の許認可等の根拠が規定されている場合は、用語の異なるごとにそれぞれ1事項として数える。
- (3) 同一の項のうちに本文、ただし書、あるいは前段、後段等の区分があり、それぞれに許認可等の根拠が規定されている場合には、別個の事項として数える。
- (4) 準用規定により設定された許認可等については、準用の対象となる規定により設定された許認可等とは別個に数える。
- (5) 複数の府省が所管している許認可等については、それぞれ所管する府省ごとに別個の許認可等と数える。
- (注) 一の許認可等について当該許認可等を要する行為又は対象(業種、物資の種類等)が同一の項等において列挙されている場合は、その行為等を別途許認可等事項の細目として記載する。

許認可等の実態把握に係る閣議決定等

〇 行政改革の推進方策に関する答申(抄)(昭和60年7月22日臨時行政改革推進審議会答申)

(2) 今後における規制緩和の推進方策

公的規制は極めて多岐にわたり、限られた期間ではすべての分野について、詳しく検討することは不可能であり、当審議会としては、金融、運輸、 石油等エネルギー、都市整備の分野を中心に、10分野の規制緩和を検討した。

政府においては、今回当審議会が提言した事項にとどまらず、この提言の趣旨に沿って、公的規制全般にわたる徹底した見直しを行うことが必要である。

なお、許認可等の定期的見直し及び新設の抑制については、臨時行政調査会答申の趣旨に沿って推進を図ることが重要であり、各省庁において、自主的な審査、見直しを強化するとともに、総務庁においては、各省庁の協力を得て、速やかに次の措置をとる必要がある。

- ① 許認可等の総数などの実態を統一的に把握すること。
- ② 許認可等を定期的に見直す仕組みを確立すること。
- ③ 国民の負担軽減、行政事務の簡素・合理化及び民間活力の助長の観点に立ち、統一的基準を作成するなど、許認可等の新設について審査する仕組みを確立すること。

〇 当面の行政改革の具体化方策について(抄)(昭和60年9月24日閣議決定)

- 5 規制行政
- (1) 規制緩和の推進方策
 - ア <u>許認可等の実態把握については、総務庁において、その具体的手法について所要の見直しを行い、引き続き各省庁の協力を得て、速やかに総数</u> 等の統一的把握を行う。
 - イ 許認可等の定期的見直しについては、既定の方針を踏まえ、許認可等の見直しを引き続き推進するとともに、その具体的方策について所要の調整、立案を進める。
 - ウ 許認可等の新設の審査については、既定の方針を踏まえ、その具体的方策について所要の調整、立案を進める。

〇 昭和61年度に講ずべき措置を中心とする行政改革の実施方針について(抄)(昭和60年12月28日閣議決定)

- 4 行政事務
- (1) 許認可等
 - ア <u>許認可等の実態の統一的把握については、総務庁において、統一的基準の下に、各省庁の協力を得て、昭和60年度末を目途にその作業を終了することとし、以降、毎年1回、必要な補正を行うこととする。</u>
 - イ 許認可等の定期的見直し及び新設の審査については、既定の方針を踏まえ、その具体的方策について所要の調整、立案を進めるため、各省庁による検討会議を開催する。